

## 登録教習機関の登録業務の廃止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する同法第 49 条の規定により労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 23 条の 2 の規定に基づく「業務の廃止」の届け出があったので、同省令第 25 条の 3 第 2 項により下記のとおり公示する。

## 記

|                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| 登録教習機関の名称             | 一般財団法人江南クレーン教習所  |
| 登録教習機関の住所             | 埼玉県熊谷市成沢 893 番地  |
| 代表者職氏名                | 代表理事 志藤 任生       |
| 技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地 | 一般財団法人江南クレーン教習所  |
|                       | 埼玉県熊谷市成沢 893 番地  |
| 廃止する技能講習又は教習          | 足場の組立て等作業主任者技能講習 |
| 廃止年月日                 | 令和 7 年 7 月 1 日   |
| 廃止登録番号                | 第 79-4 号         |

令和 7 年 7 月 2 日

埼玉労働局長

